

平成 30 年 12 月 20 日

平成 30 年第 4 回

水戸市国民健康保険運営協議会
(資 料)

水戸市保健福祉部国保年金課

報告第1号 平成31年度国民健康保険事業費納付金等について

1 平成31年度国民健康保険事業費納付金等（仮算定）の概要について

（1）県全体の保険給付費の推計結果

平成31年度推計においては、被保険者数の減少による急激な給付費の減少傾向を反映できるよう、「1人当たりの給付費×被保険者数」により推計された。

| | H31年度（仮算定） | H29年度実績 |
|-------------|-------------|-------------|
| 1人当たり給付費（円） | 275,009 | 259,642 |
| 被保険者数（人） | 695,782 | 749,619 |
| 給付費総額（千円） | 191,346,276 | 194,632,780 |

（2）国保事業費納付金の仮算定結果について

①県全体の国保事業費納付金（一般被保険者分）

国保事業費納付金（仮算定）の県総額は、平成30年度と比べて約118億円の減。

| 区分 | H31年度 （仮算定） | H30年度 （確定値） | 増減 |
|-----------|----------------|----------------|---------|
| 国保事業費納付金等 | 約845億円 | 約963億円 | 約△118億円 |

②水戸市の国保事業費納付金（一般被保険者分）

水戸市の国保事業費納付金（仮算定）の総額は、平成30年度と比べて約8億7,000万円の減。

（単位：円）

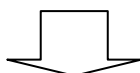
| 国保事業費納付金等 | H31年度 （仮算定） | H30年度 （確定値） | 増減 |
|-----------|----------------|----------------|--------------|
| 医療分 | 4,864,561,106 | 5,723,111,628 | △858,550,522 |
| 後期高齢者支援金分 | 1,718,498,123 | 1,705,512,711 | 12,985,412 |
| 介護納付金分 | 616,536,841 | 642,388,290 | △25,851,449 |
| 計 | 7,199,596,070 | 8,071,012,629 | △871,416,559 |

③国保事業費納付金の算定方法の変更点及び納付金減少の要因について

【算定方法の変更点】

○保険給付費の推計方法

| 年 度 | 推計方法 |
|----------------|--|
| H30年度 納付金算定 | 平成28年度保険給付費の実績に過去5年間の平均伸び率を乗じて算出 H30年度保険給付費推計 = H28実績 × (伸び率) × (伸び率) |



| | |
|----------------|--|
| H31年度 納付金算定 | 「1人当たりの保険給付費推計値×被保険者数推計値」により算出 H31年度保険給付費推計 = H31年度1人当たりの保険給付費推計値 × 被保険者数推計値 ※1人当たりの給付費により算出することで、近年の被保険者数の急激な減少傾向をより反映できるようになる |
|----------------|--|

【納付金減少の要因】

- 保険給付費推計方法の変更による給付費推計額の減少
- 被保険者数（推計値）の減少

(3) 国保事業費納付金仮算定に対する激変緩和措置状況

平成31年度納付金仮算定においては、県の法定公費など約44億円を活用した激変緩和措置が実施されている。

(単位：百万円)

| 財源区分 | H31年度 (仮算定) | H30年度 (確定値) |
|----------|----------------|----------------|
| 県繰入金控除額 | 3,214 | 3,241 |
| 特例基金 | 349 | 150 |
| 暫定措置 | 640 | 771 |
| 追加激変緩和措置 | 215 | 256 |
| 計 | 4,418 | 4,418 |

2 平成31年度必要保険税額と平成30年度の実施状況等

(1) 平成31年度の必要保険税額

国保事業費納付金等仮算定結果を基にした推計

平成30年11月末現在

| 項目 | 金額 (円) | 備考 |
|--|---------------|-----------------------------|
| ① 国保事業費納付金等 | 7,199,596,070 | |
| ② 納付金に算入されない経費 | 401,314,000 | ・保健事業費 ・出産育児一時金 等 |
| A 事業に要する経費 (①+②) | 7,600,910,070 | |
| ③ 県交付金 | 313,086,000 | ・県繰入金等 |
| ④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分) | 495,575,000 | |
| ⑤ その他一般会計繰入 | 342,801,000 | |
| ⑥ 過年度分の保険税等収納見込額 | 478,200,000 | ・過年度保険税収納見込額 ・その他収入(延滞金) |
| B 現年分保険税以外の収入合計 | 1,629,662,000 | |
| C 事業運営に必要な保険税の必要額 ※保険基盤安定軽減分含む (A-B) | 5,971,248,070 | |
| ⑦ 保険基盤安定繰入 (保険税軽減分) | 891,763,000 | |
| D 収納すべき保険税額 (C-⑦) | 5,079,485,070 | |
| E 平成31年度保険税収納見込額 | 5,310,000,000 | |

(2) 平成30年度国民健康保険会計実施状況と収支見込み

①保険給付費の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 (見込) | 平成30年度 /平成29年度 |
|----------|------------|------------|----------------|-------------------|
| 保険給付費 | 16,776,262 | 15,797,636 | 15,334,106 | 97.1% |
| 一般被保険者分 | 16,363,267 | 15,567,156 | 15,235,710 | 97.9% |
| 退職被保険者等分 | 412,995 | 230,480 | 98,396 | 42.7% |

②国保税の収納状況（現年度分）

(単位：千円)

| 年 度 | 調定額 | 収納額 | 収納率 |
|------------------|-----------|-----------|--------|
| 平成28年度 | 6,644,276 | 5,850,143 | 88.05% |
| 平成29年度 | 6,210,962 | 5,523,609 | 88.93% |
| 平成30年度 (11月末) | 6,038,099 | 3,313,484 | 54.88% |
| 平成30年度 (見込) | 6,002,000 | 5,410,000 | 90.13% |

※平成30年度見込は、平成30年度11月までの実績値に平成29年度11月から決算時までの伸びを乗じて算出したもの。

③平成30年度国保会計の収支見込み

歳出の保険給付費については、前年度と比較しても医療費の急激な増加は見られず安定して推移している。一方、歳入の保険税収納額については、収納率が前年同期（53.84%）を上回り順調に推移しているものの、収納額は、昨年度の試算時に比べて約8,000万円の減となる見込みである。

これらのことから、平成30年度の収支は、昨年度の試算時に比べて、財源不足額が増える見込みであるが、前年度繰越額により補てんするものとする。このため、平成30年度の剰余金は、昨年度の試算時よりも減額となる見込みである。

3 平成31年度の国保税率について

平成31年度の国保事業費納付金（仮算定結果）を踏まえ、収納すべき（必要な）保険税額を試算した結果、平成31年度の保険税収納額見込額で国保事業費納付金を賄える見込みである。

これは、県が保険給付費等の算出方法等を見直したことにより、平成31年度の国保事業費納付金（仮算定結果）が、前年度と比べ減額となったことが大きな要因である。国保事業費納付金の算出方法等については、平成32年度分以降においても見直される可能性があるほか、平成32年度から国庫支出金等の返還金を納付金に算入することとなるため、今後、納付金が増額となることが考えられるなど、まだ県の国保財政の運営方法等が定まっていない状況である。また、インフルエンザの流行などにより、短期的な納付金の上振れ要因に備えるため、繰越金を活用して財政調整基金等の積立についても検討する必要があると考える。

したがって、水戸市国民健康保険運営協議会の「平成30年度水戸市国民健康保険税について」の答申に付された意見のとおり、当分の間、制度改革による茨城県の国保事業の運営について、経過を見極める必要があることから、平成31年度の国保税率については、現行税率を据え置くこととしたい。

<参考>

水戸市国民健康保険運営協議会から「平成30年度の国保税率について」の答申抜粋

付帯意見

今般の制度改革は、昭和34年に国民健康保険法が施行されて以来の大きな改革であり、当分の間、制度改革による茨城県の国保事業の運営について、経過を見る必要がある。このため、平成31年度についても、繰越金を活用すること等により、概ね必要な保険税額を賄えるものと見込まれることから、国保税率を据え置くこととされたい。

ただし、流行病の発生など、特別な事情により保険給付費等が増加したことにより、次年度以降の国保事業費納付金等の増額が見込まれる場合には、平成31年度の税率改正について検討するものとする。